

積立金の納付について

令和7年産に係る収入減少影響緩和交付金の積立額につきましては、別途送付の「収入減少影響緩和交付金における積立額等通知書」をご確認ください。

積立金の納付にあたっては、本リーフレットをご一読いただき、納付期限までに通知書に記載された積立額を納付してください。

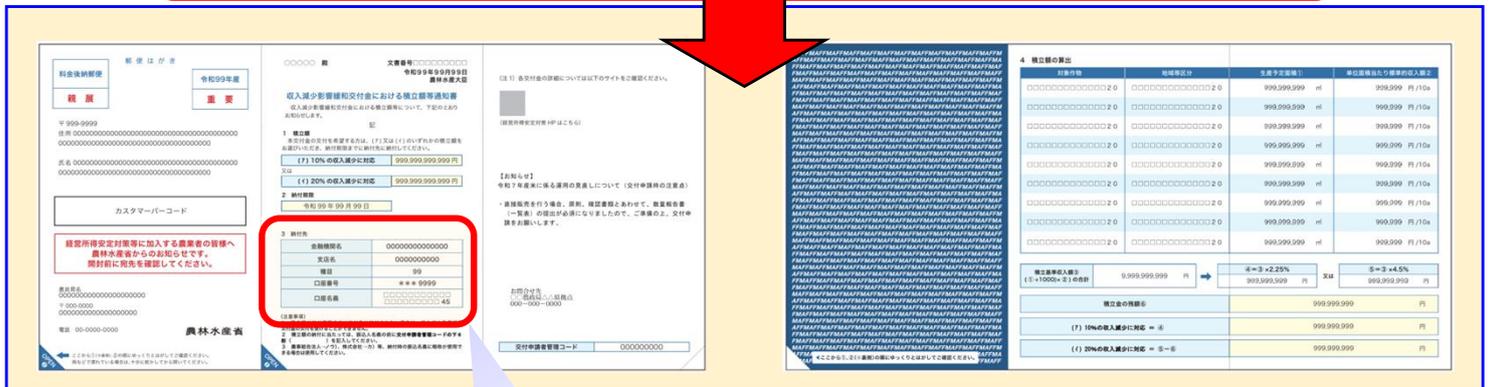
なお、通知された金額の積立金が、納付期限までに積立金管理者「滋賀県農業再生協議会」名義の口座への入金を確認できない場合は、令和7年産に係る収入減少影響緩和交付金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

積立金の納付期限は、

令和7年8月31日(日)まで

※ 詳しくは、次ページ以降をご確認ください。

「収入減少影響緩和対策における積立額等通知書」は、こちらの圧着ハガキで別途郵送されます。



【納付先口座】

金融機関名	●●県信用農業協同組合連合会
支店名	本店
種目	普通
口座番号	XXXXXXXXXX
口座名義	*****

- 納付の際は、振込人名義の前に**交付申請者管理コードの下6桁**を記入してください。
 - 振込み手続きによっては、納付先口座への入金の数日から10日程度の日数を要することがあり、納付期限までに入金を確認できない場合がありますのでご注意ください。
 - 振込手数料は、対策加入者負担です。
- 納付されるときのご留意事項は、本リーフレット最終ページをご確認ください。

A 積立金の残額が「10%の収入減少に対応」未満の方

I II

積立額等通知書には、次のように印字しています。

積立金は、(ア) 又は (イ) 欄に記載のいずれかの積立額を選択し納付してください。

【例】

(ア) 10%の収入減少に対応	999,999,999,999円
又は	
(イ) 20%の収入減少に対応	999,999,999,999円

通知書のこの欄に記載されている(ア)又は(イ)のいずれかの積立額を選択して、その金額を納付してください。

B 積立金の残額が「10%以上、20%未満の収入減少に対応」の方

III

積立額等通知書には、(イ) のみ印字しています。

積立金は、(イ) 欄に記載の積立額を納付してください。

【例】

(イ) 20%の収入減少に対応	999,999,999,999円
-----------------	------------------

通知書のこの欄に記載されている金額を納付してください。

C 積立金の残額が「20%の収入減少に対応」以上の方

IV

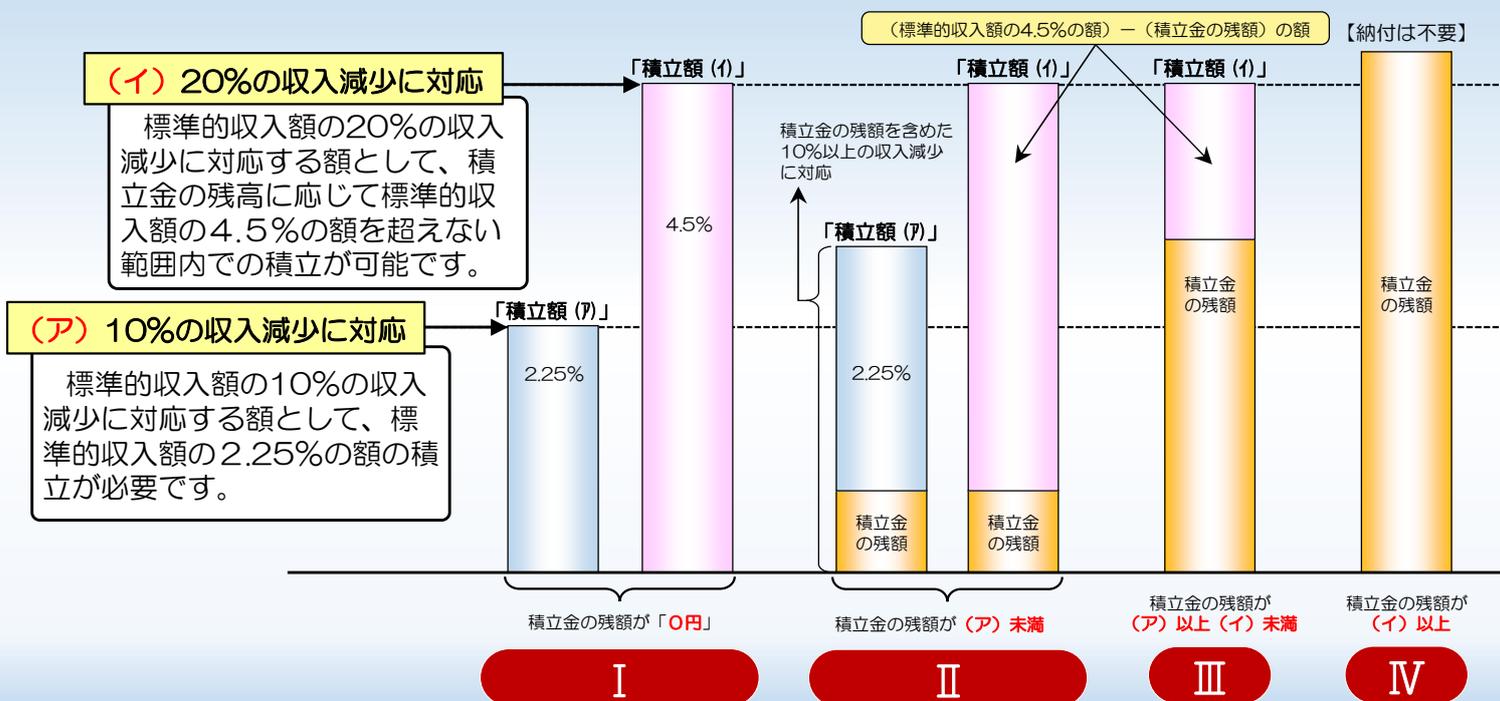
積立額等通知書には、次のように印字しています。

前年度からの積立金の繰越残高が、当年産に係る積立基準収入額の20%を超えていますので、積立金の納付は不要です。

20%以上の収入減少に対応した積立金の残額があるため、積立金の納付は不要です。

積立金の納付は、不要です。

収入減少影響緩和交付金における積立てのイメージ



納付されるときの留意事項

次の点に留意して、通知書に記載された『積立額』を納付期限までに指定された口座に入金してください。

- 納付する『積立額』を間違えないよう注意してください。
 - ・通知書中の「1.積立額」の（ア）又は（イ）欄に記載された金額のいずれかを納付してください。
- 納付先の『口座』を間違えないよう注意してください。
 - ・通知書中の「3.納付先」欄に記載された振込先口座に納付してください。
- 振込人名義の前に**交付申請者管理コードの下6桁**を記入してください。
 - ・通知書中の注意事項2に括弧書きで記載していますのでご確認ください。
（※振込名義の記入例）123456ノウリントロウ
- **必ず納付期限までに入金**してください。
 - ・納付期限までに指定された口座に入金されたことが確認できない場合は、令和7年産に係る収入減少影響緩和交付金の交付申請資格を失うこととなります。
 - ・積立金の納付は、余裕を持ってお早めに振込み手続きをしてください。特に、「文書扱い」で振込み手続きをされると、入金処理に数日から10日程度の日数を要することがあり、納付期限までに**入金できない**場合がありますのでご注意ください。
「電信扱い」の場合は、当日若しくは翌営業日に入金処理されます。
 - ・振込手数料は、対策加入者様のご負担となります。
 - ・なお、本年度は8月31日が日曜日となっておりますので、金融機関等での納付にあたってはご注意ください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

近畿農政局滋賀県拠点地方参事官室
経営所得安定対策担当
連絡先 077-522-4274